

■生命保険料控除制度の改正について

平成 22 年度税改正により、平成 25 年度分の住民税（平成 24 年分の所得税）から、生命保険料控除制度が改正されます。

平成 24 年（2012 年）1 月 1 日以後に締結した保険契約より新制度が適用されます。

平成 23 年（2011 年）12 月 31 日までに締結した保険契約は従前の生命保険料控除制度が適用されます。（以下、「旧制度」と表示します。）

平成 23 年（2011 年）12 月 31 日以前に締結した契約であっても、平成 24 年（2012 年）1 月 1 日以後に更新・特約中途付加などを行った場合は、異動日以後、契約全体（主契約＋特約）に対して新制度の控除区分が適用されます。

《改正のポイント》

《控除区分と適用限度額》

《適用されるケースと具体例》

《このようなケースの場合》

《改正のポイント》

「介護医療保険料控除」の新設

従前の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されます。

- 一般生命保険料 : 生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料
- 介護医療保険料 : 入院・通院などにもなう給付部分に係る保険料
- 個人年金保険料 : 個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

※死亡保障と介護・医療保障をかねた組込型保険については、法令などにに基づき一定の条件を満たす場合には「介護医療保険料控除」の対象となります。

各区分の適用限度額・制度全体での適用限度額

「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の適用限度額が、**住民税 2. 8 万円**、(所得税 4 万円)に変更となり、新設される「介護医療保険料控除」も同額となります。

制度全体での住民税所得控除限度額は 7 万円のまま変更はありません。(所得税は 12 万円に拡充されます。)

適用控除区分の判定

主契約と特約の保険料について、それぞれ保障内容により適用となる控除区分が判定されます。

詳しくは生命保険料控除証明書の適用制度をご確認ください。

生命保険料控除の対象外となる特約などの取り扱い

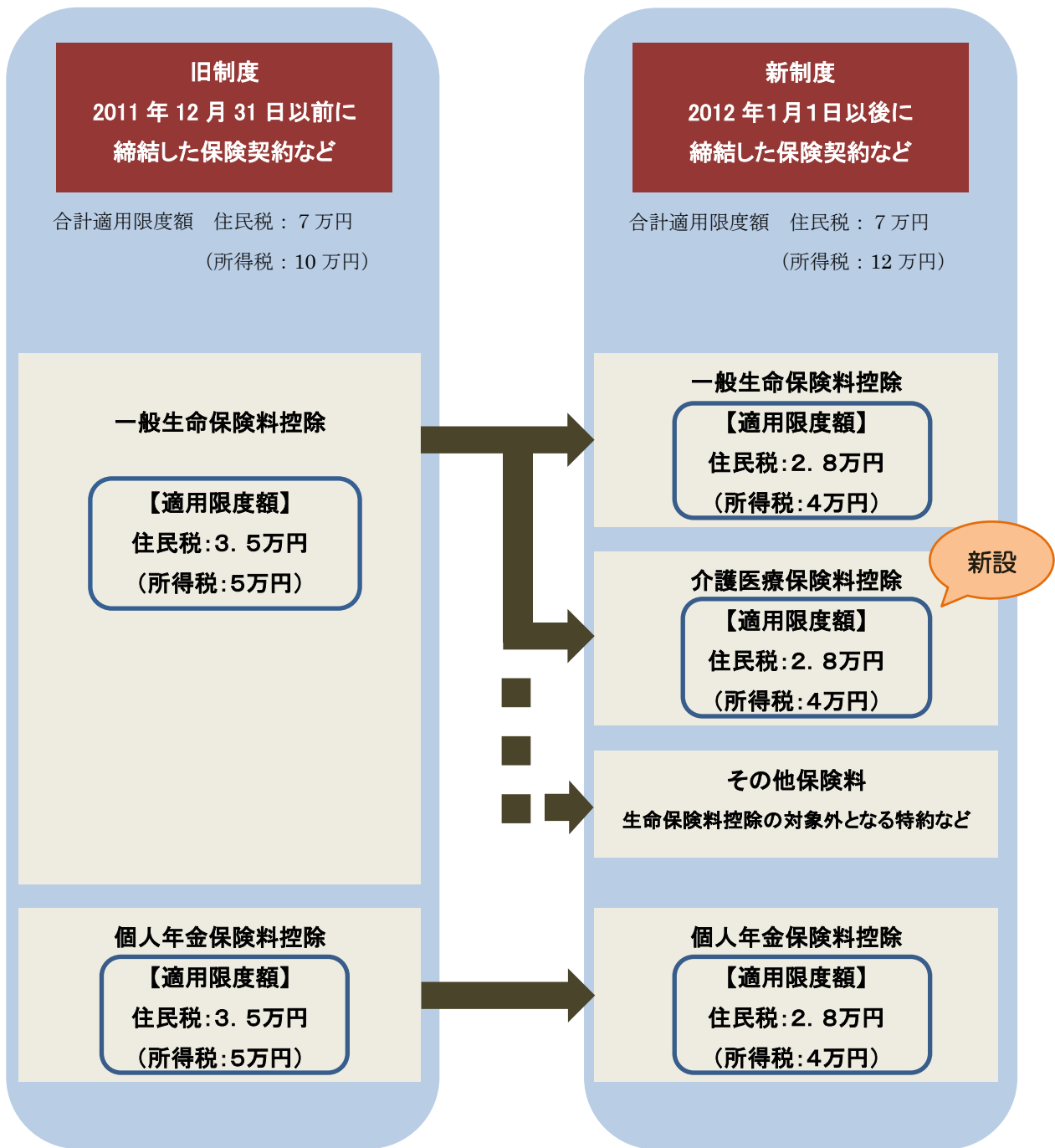
身体の障害のみに起因して保険金などが支払われるもの(例: 障害特約、災害死亡割増特約など)に係る保険料は新制度では生命保険料控除の対象外となります。

このため、実際の振込保険料と生命保険料控除証明書に記載される金額が異なる場合があります。

《控除区分と適用限度額》

各保険料控除区分と控除額の計算方法は下図のようになります。

各保険料控除区分



※新制度では、「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の住民税の所得控除限度額はそれぞれ2.8万円ですが、合計した場合は7万円が限度額となりますのでご注意ください。

控除額の計算方法

旧制度

住民税の生命保険料控除(一般・年金それぞれに適用)

年間の払込み保険料	控除額
15,000 円以下	保険料など全額
15,000 円超 40,000 円以下	保険料など $\times 1/2 + 7,500$ 円
40,000 円超 70,000 円以下	保険料など $\times 1/4 + 17,500$ 円
70,000 円超	一律 35,000 円

※一般・年金あわせて7万円が限度

所得税の生命保険料控除(一般・年金それぞれに適用)

年間の払込み保険料	控除額
25,000 円以下	保険料など全額
25,000 円超 50,000 円以下	保険料など $\times 1/2 + 12,500$ 円
50,000 円超 100,000 円以下	保険料など $\times 1/4 + 25,000$ 円
100,000 円超	一律 50,000 円

※一般・年金あわせて10万円が限度

新制度

住民税の生命保険料控除(一般・年金・介護それぞれに適用)

年間の払込み保険料	控除額
12,000 円以下	保険料など全額
12,000 円超 32,000 円以下	保険料など $\times 1/2 + 6,000$ 円
32,000 円超 56,000 円以下	保険料など $\times 1/4 + 14,000$ 円
56,000 円超	一律 28,000 円

※一般・年金・介護あわせて7万円が限度

所得税の生命保険料控除(一般・年金・介護それぞれに適用)

年間の払込み保険料	控除額
20,000 円以下	保険料のなど全額
20,000 円超 40,000 円以下	保険料など $\times 1/2 + 10,000$ 円
40,000 円超 80,000 円以下	保険料など $\times 1/4 + 20,000$ 円
80,000 円超	一律 40,000 円

※一般・年金・介護あわせて12万円が限度

《適用されるケースと具体例》

新制度適用対象は、契約日が2012年1月1日以後の契約です。生命保険料控除証明書に、「新制度」などと明記されています。

ただし、契約日が2011年12月31日以前の契約であっても、2011年1月1日以後の更新・特約中途付加などの異動により契約内容が変更された契約も新制度適用契約となります。

ケース1 契約日が2011年12月31日以前の場合
 〈A契約〉契約日:2010年4月1日

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	...
A契約	契約の状況	4月1日加入					
	適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	旧制度	旧制度	...

ケース2 契約日が2012年1月1日以降の場合
 〈B契約〉契約日:2012年4月1日

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	...
B契約	契約の状況			4月1日加入			
	適用制度			新制度	新制度	新制度	...

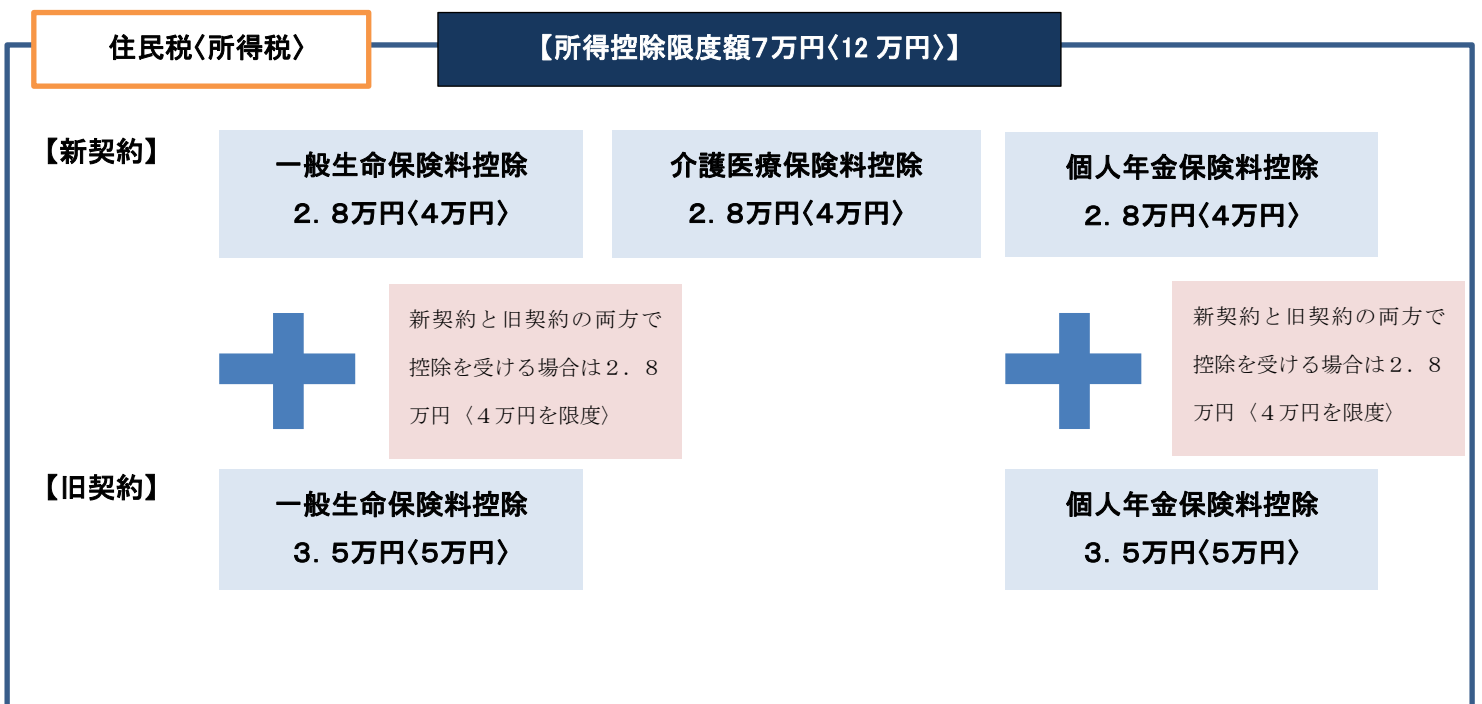
ケース3 契約日が2011年12月31日以前だが、2012年1月1日以後に更新している場合
 〈C契約〉更新日:2012年4月1日

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	...
C契約	契約の状況			4月1日更新			
	適用制度	旧制度	旧制度	旧制度			
					新制度	新制度	新制度

旧制度適用契約と新制度適用契約の両方をご契約されている場合

旧制度適用対象契約（以下、旧制度）と新制度適用対象契約（以下、新契約）の両方ご契約をされている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、控除ごとに、（1）旧契約のみで申告、（2）新契約のみで申告、（3）旧契約と新契約の両方で申告、のいずれかを選ぶことができます。

（3）旧契約と新契約両方で申告する場合、合計額が申告額となりますが、住民税2.8万円（所得税4万円）が所得控除限度額となります。また全体の所得控除限度額は住民税7万円（所得税12万円）となります。



ケース2 旧制度・新制度両方に参加で、旧制度分控除額が2.8万円を超えているケース

契約① 控除額：35,000円（旧制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2009/2/1	がん保険	一般	101,000円

契約② 控除額：35,000円（旧制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2011/1/1	個人年金	年金	90,000円

旧制度

住民税の生命保険料控除（一般・年金それぞれに適用）

年間の払込み保険料	控除額
15,000円以下	保険料など全額
15,000円超 40,000円以下	保険料など×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	保険料など×1/4+17,500円
70,000円超	一律 35,000円

契約③ 控除額：22,000円（新制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/6/1	医療保険	介護	32,000円

契約④ 控除額：28,000円（新制度）

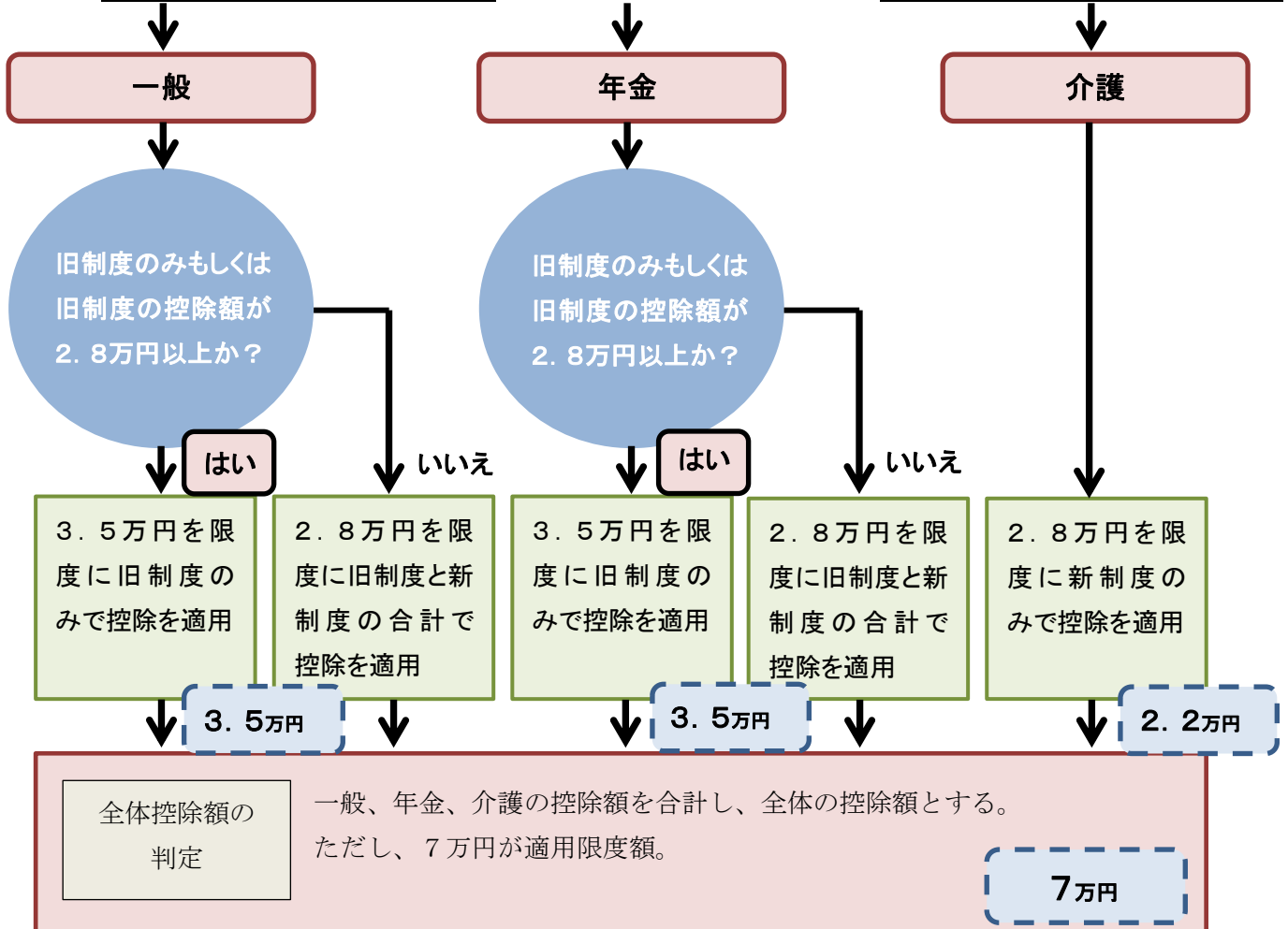
契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/1/1	終身保険	一般	70,000円

新制度

住民税の生命保険料控除（一般・年金・介護それぞれに適用）

年間の払込み保険料	控除額
12,000円以下	保険料など全額
12,000円超 32,000円以下	保険料など×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	保険料など×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円

	一般	年金	介護
旧制度	契約① 控除額：35,000円	契約② 控除額：35,000円	
新制度			契約③ 控除額：22,000円



ケース3 旧制度・新制度両方に参加で、旧制度分控除額が2.8万円以下のケース

契約① 控除額：10,000円（旧制度）

旧制度

住民税の生命保険料控除（一般・年金それぞれに適用）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2009/3/1	個人年金	年金	10,000円

契約② 控除額：22,500円（旧制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2009/3/1	がん保険	一般	30,000円

契約③ 控除額：10,500円（新制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/6/1	終身保険	一般	10,500円

契約④ 控除額：11,000円（新制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/1/1	個人年金	年金	11,000円

契約⑤ 控除額：28,000円（新制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/6/1	医療保険	介護	57,000円

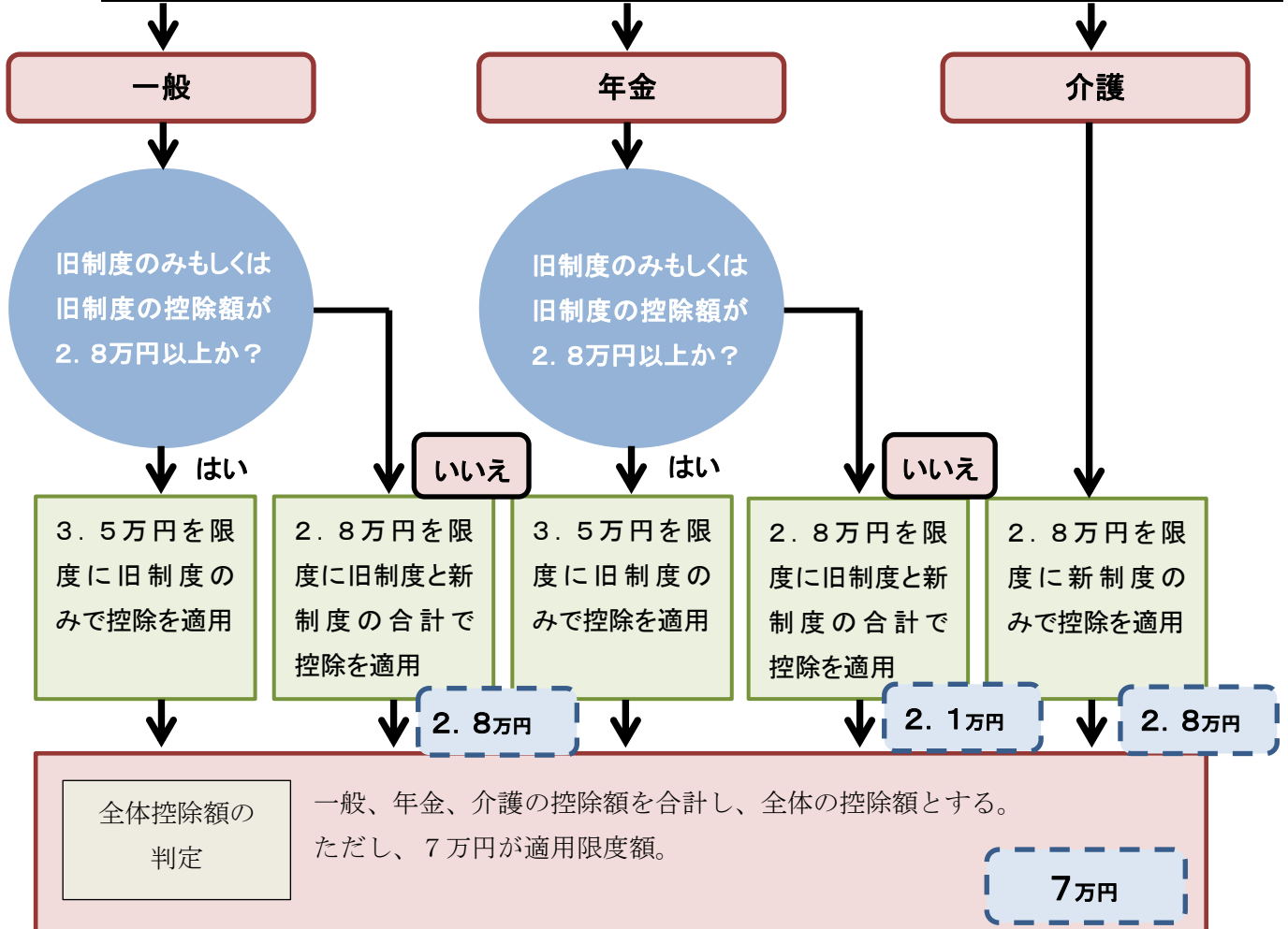
年間の払込み保険料	控除額
15,000円以下	保険料など全額
15,000円超 40,000円以下	保険料など×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	保険料など×1/4+17,500円
70,000円超	一律 35,000円

新制度

住民税の生命保険料控除（一般・年金・介護それぞれに適用）

年間の払込み保険料	控除額
12,000円以下	保険料など全額
12,000円超 32,000円以下	保険料など×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	保険料など×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円

	一般	年金	介護
旧制度	契約② 控除額：22,500円	契約① 控除額：10,000円	
新制度	契約③ 控除額：10,500円	契約④ 控除額：11,000円	契約⑤ 控除額：28,000円



ケース4 旧制度・新制度両方に加入で、旧制度分控除額が2.8万円以下と

2. 8万円を超えるもの両方があるケース

契約① 控除額：13,000円（旧制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2010/2/1	個人年金	年金	13,000円

契約② 控除額：34,000円（旧制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2011/3/1	がん保険	一般	66,000円

契約③ 控除額：9,000円（新制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/7/1	終身保険	一般	9,000円

契約④ 控除額：17,000円（新制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/1/1	個人年金	年金	22,000円

契約⑤ 控除額：27,000円（新制度）

契約年月日	保険種類	控除区分	払込保険料
2012/6/1	医療保険	介護	52,000円

旧制度

住民税の生命保険料控除（一般・年金それぞれに適用）

年間の払込み保険料	控除額
15,000円以下	保険料など全額
15,000円超 40,000円以下	保険料など×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	保険料など×1/4+17,500円
70,000円超	一律 35,000円

新制度

住民税の生命保険料控除（一般・年金・介護それぞれに適用）

年間の払込み保険料	控除額
12,000円以下	保険料など全額
12,000円超 32,000円以下	保険料など×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	保険料など×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円

	一般	年金	介護
旧制度	契約② 控除額：34,000円	契約① 控除額：13,000円	
新制度	契約③ 控除額：9,000円	契約④ 控除額：17,000円	契約⑤ 控除額：27,000円

